

電気通信事業法に基づく 端末設備等規則第9条についての見解

解 説

「端末設備内において電波を使用する端末設備」は、端末設備等規則第9条に基づき認定対象設備となります。

- ・使用する無線設備の区別と一般的な無線通信手順を別表に示します。

具体的な審査対象の範囲は、別図(ケース1、2、3)の通りです。

既認定機器の後位に接続されるようなケースは、その大半が10/100BASEのインターフェースですので、そのインターフェースを分界点として原則としてD認定を行います。ただし、前位の機器がA又はCに特定される場合は、特定されるA、C認定を行うこととなります。

ケース1: 端末設備内において別表の電波を使用する端末設備は、ケース1として通常の審査方法となります。

ケース2: 一般的な無線通信手順の場合、子機(既認定品)に接続される親機として認定いたします。

ケース3: 一般的な無線通信手順の場合、親機(既認定品)に接続される子機として認定いたします。

公衆無線LAN型接続形態の場合は、平成6年郵政省告示第72号第2項(移動無線端末設備としての区分)に該当することもできますが、現在当該の通信事業者が届けられていないのが現状です。

当然この接続形態では、受益者が2者(公衆無線LAN事業者とその利用者)になり通信事業とみなされますが、技術的な観点では端末設備等規則第9条の要件の接続とも見なせますので、第9条の試験を準用し単独認定をいたします。

- ・その他

1、一般的な無線マウス・無線キーボード等は、電気通信事業法に基づく電気通信事業者の役務(音声役務、データ伝送役務)にあたらないため、認定対象外とします。

2、無線ヘッドセット(ハンドセット)は、前述の音声役務に当たるため認定対象といたします。

また設備規則第3章(安全性等)の第7条(過大音響衝撃の発生防止)も適用されます。

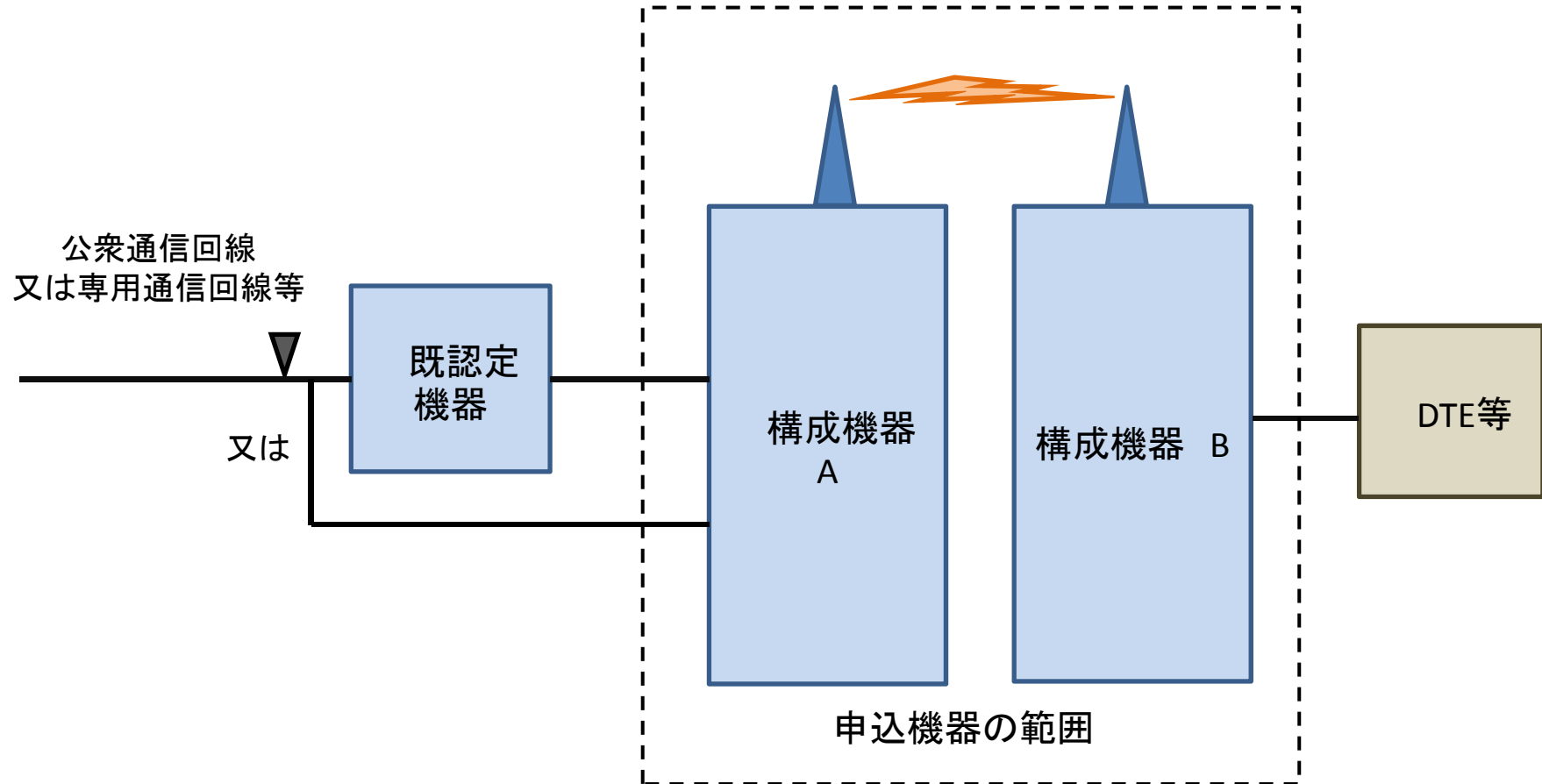
別表：端末設備内で電波を使用する端末

使用する無線設備の区別	一般的な無線通信手順
・微弱無線局 (法 第4条第1号)	△
・コードレス電話の無線局 (設 第49条の8)	△
・時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局 (設 第49条の8の2)	○(ARIB STD-28)
・時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局 (設 第49条の8の2の2)	△
・時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局 (設 第49条の8の2の3)	△
・テレメーター用等の特定小電力無線局 (設 第49条の14)	△
・体内埋込型医療用データ伝送用の特定小電力無線局 (設 第49条の14)	△
・ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局 (設 第49条の14)	△
・動物検知通報システム用の特定小電力無線局 (設 第49条の14)	△
・小電力セキュリティシステムの無線局 (設 第49条の17)	△
・小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第2号)	○(IEEE802.11)
・高度化小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第1号)	○(IEEE802.11、Bluetooth等)
・5GHz帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第3号)	○(IEEE802.11)
・準ミリ波帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第4号)	△
・5GHz帯無線アクセスシステムの無線局 (設 第49条の21)	○(IEEE802.11)
・700MHz帯高度道路交通システムの無線局 (設 第49条の22の2)	△
・超広帯域無線システムの無線局 (設 第49条の27)	△

○：一般的な無線通信手段 △：ケース1のみの審査方法となる（一般的ではない無線通信手順） 法：電波法 設：無線設備規則

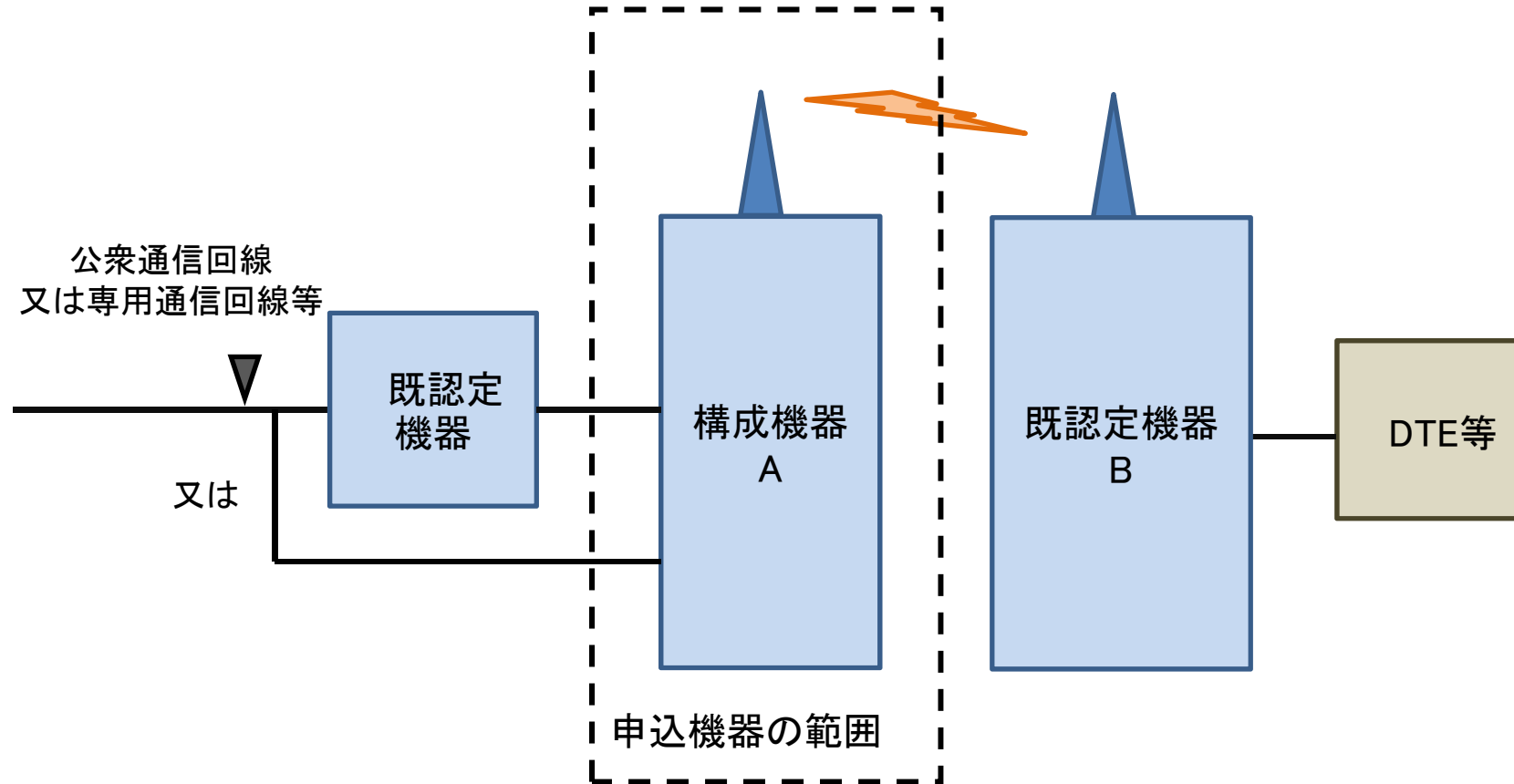
第9条の審査対象の範囲(1/3)

- ケース1 : 端末設備内において別表の電波を使用する端末設備は、ケース1として通常の審査方法となります。



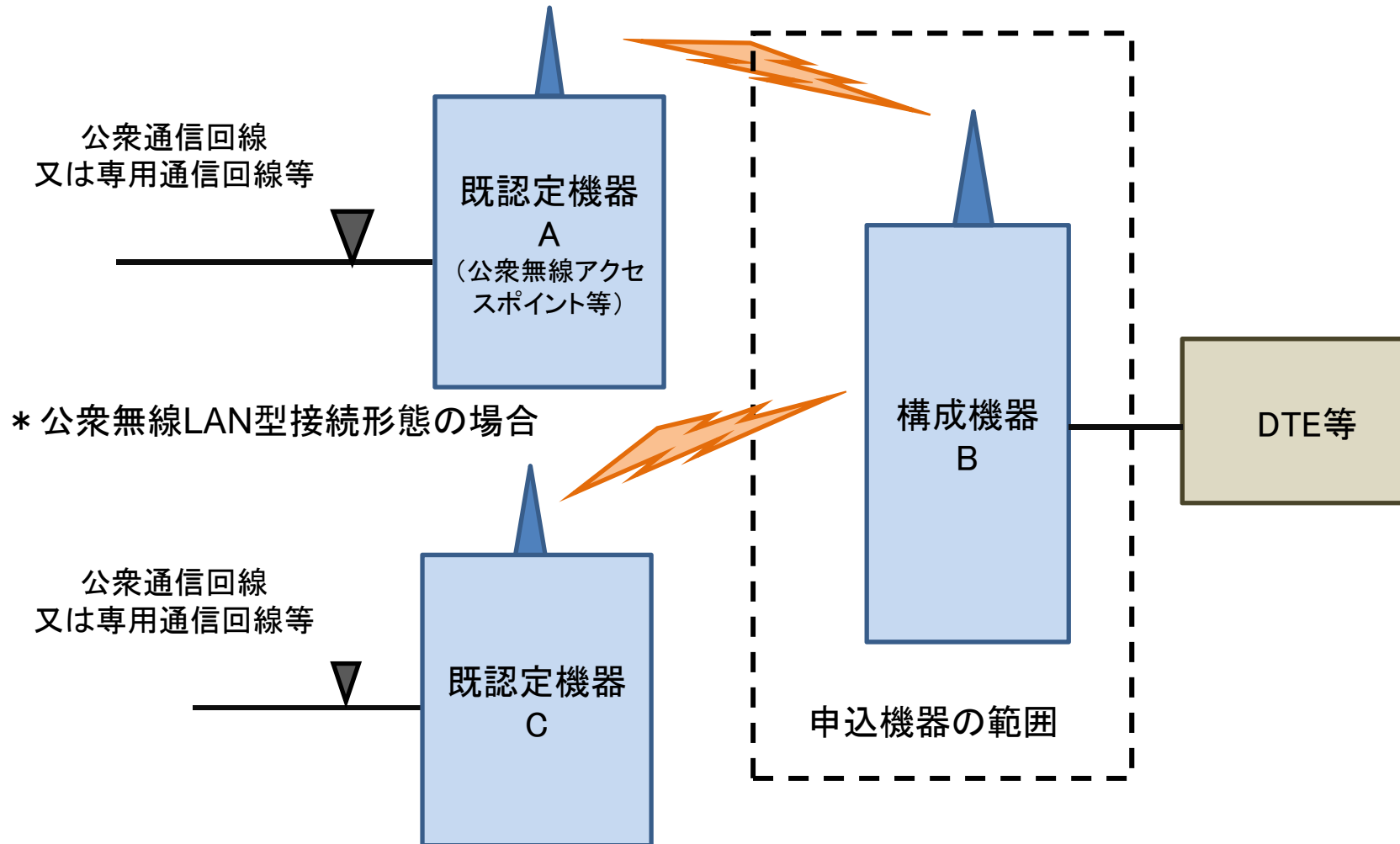
第9条の審査対象の範囲(2/3)

ケース2 : 子機(既認定品)に接続される親機の場合(一般的な無線通信手順)



第9条の審査対象の範囲(3/3)

ケース3 : 親機(既認定品)に接続される子機の場合(一般的な無線通信手順)



参考：端末設備等規則（第9条）

第九条 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 総務大臣が別に告示する条件に適合する識別符号（端末設備に使用される無線設備を識別するための符号であつて、通信路の設定に当たつてその照合が行われるものをいう。）を有すること。
- 二 使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ通信路を設定するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- 三 使用される無線設備は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

* 関連告示：端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等（端末設備規則第9条）：平成6年郵政省告示第424号（最終改正 平23.12.14第537号）